

平成26年度第3回福岡県がん対策推進協議会
会 議 次 第

日 時：平成27年3月3日(火)14:00～15:30

場 所：福岡県庁北棟10階 特9会議室

1 開会

2 議題

- (1) 小児がん拠点病院の報告について
- (2) がん登録等の推進に関する法律の施行について
- (3) 緩和ケア研修に関する指針の一部改正について

3 その他

- (1) がん教育推進事業について
- (2) がん患者等医科・歯科連携整備事業について

4 閉会

平成26年度福岡県がん対策推進協議会 委員名簿

平成26年8月1日現在

協議会 役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
1 会 長	松田 峻一良	福岡県医師会 会長
2 副会長	前原 喜彦	九州大学大学院医学研究院 教授
3 委 員	入江 晋	福岡市保健福祉局健康医療部 部長
4 委 員	大島 彰	九州がんセンター サイコオンコロジー科医長
5 委 員	河端 隆一	北九州市保健福祉局地域支援部健康推進課 課長
6 委 員	佐田 通夫	久留米大学医学部 がん先端治療研究センター 客員教授
7 委 員	澤 忠成	厚生労働省福岡労働局職業安定部職業対策課 課長
8 委 員	高橋 和子	がんの子供を守る会 理事
9 委 員	高原 文子	福岡県看護協会 副会長
10 委 員	田口 智章	九州大学大学院医学研究院 教授
11 委 員	竹本 伸輔	福岡県薬剤師会 副会長
12 委 員	田村 和夫	福岡大学病院 院長
13 委 員	塚田 順一	産業医科大学病院 化学療法センター長
14 委 員	津田 泰夫	福岡県医師会 理事
15 委 員	藤 也寸志	がん診療連携協議会(九州がんセンター副院長)
16 委 員	中島 俊介	福岡県町村会 事務局長
17 委 員	西原 親	福岡県市長会 みやま市長
18 委 員	長谷 宏一	福岡県歯科医師会 会長
19 委 員	日高 公德	福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課 課長
20 委 員	深野 百合子	あけぼの会 副会長
21 委 員	本田 浩	九州大学大学院医学研究院 教授
22 委 員	宮崎 親	福岡県保健所長会 会長

(50音順 敬称略)

福岡県がん対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条の規定に基づき策定した、福岡県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実施に当たり、各専門分野の立場から総合的な意見を聴き、推進計画の推進等を行うため、福岡県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について調査、検討を行い、意見を述べる。

- (1) 推進計画の策定等に関する事項
- (2) がん診療連携拠点病院の整備に関する事項
- (3) がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、保健、医療、福祉等の関係者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の数は、22名以内とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を掌理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療介護部健康増進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他の協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。